



# 「こども宅食 “おすそわけ便”」

「こども宅食おすそわけ便」は、定期的に食品等を届けることにより、社会的に孤立しがちな子育て家庭とつながりをつくることにより、必要な支援に結びつけ、小さな変化にも気づきやすい関係性を築くことを目的とするものです

利用希望する家庭が申込不要又は24時間申込できる体制で受付し、食品の受取は自宅への配達のほか、希望する指定場所を選べるように配慮して活動を行うことで、支援につながりにくい家庭とひたすら“つながり” 続けることを目指すものです。

月1回くらいの食料支援では困窮家庭の役に立たないのでは？

日本の貧困の問題は…  
**相対的貧困！**

現代の日本の青森県で、  
“はんが食べられない家庭など”  
あるのかしら？

食料を届けることが目的ではない  
食品等の配達を入口にして、  
つながりにくい家庭と**つながる**活動

食料を届けることが目的ではない! 食品等の配達を入口にして、

## つながりにくい家庭とつながる活動

### その1 複数の利用形態

「つながってもいい」距離感に合わせて、「つながり」の接近度を変えても対応できるように、次の3つを基本に複数の利用形態を設定しています。

- ① **自宅への配達**：運営者や運営協力者が自宅等に**梱包食品**を配達します。
- ② **指定場所での受け取り**：指定場所で**梱包食品**を受け取ります。
- ③ **パントリー※**：指定場所で**好きなものを選んで**持ち帰ります。



#### ※パントリーとは

指定場所の指定時間内に、申込不要で自由に入出入りし、好きなものを選んで持ち帰る利用形態のこと。

### その7 無償での労力提供

運営者には、謝礼や旅費は払われず、全て無償で労力を提供していただいています。

### その6 食品の無償提供

利用者に提供する食品は、購入した商品ではなく、無償提供されたものを提供することを基本としています。

### その5 相談できる場所の確保

「つながり」の確保のため、こども宅食おすそわけ便以外の日も相談できる場所を確保しています。

### その4 複数の運営主体で実施

公正さを担保するため、複数の運営主体で実施しています。

### その2 利用時の申込が不要

誰もが利用できるよう「つながり」のハードルを下げするために、必ず申込不要の利用形態を設定しています。

### その3 対象者を限定しない

誰もが利用できるよう「つながり」のハードルを下げするために、「生活困窮者」や「ひとり親家庭」などと対象を限定していません。



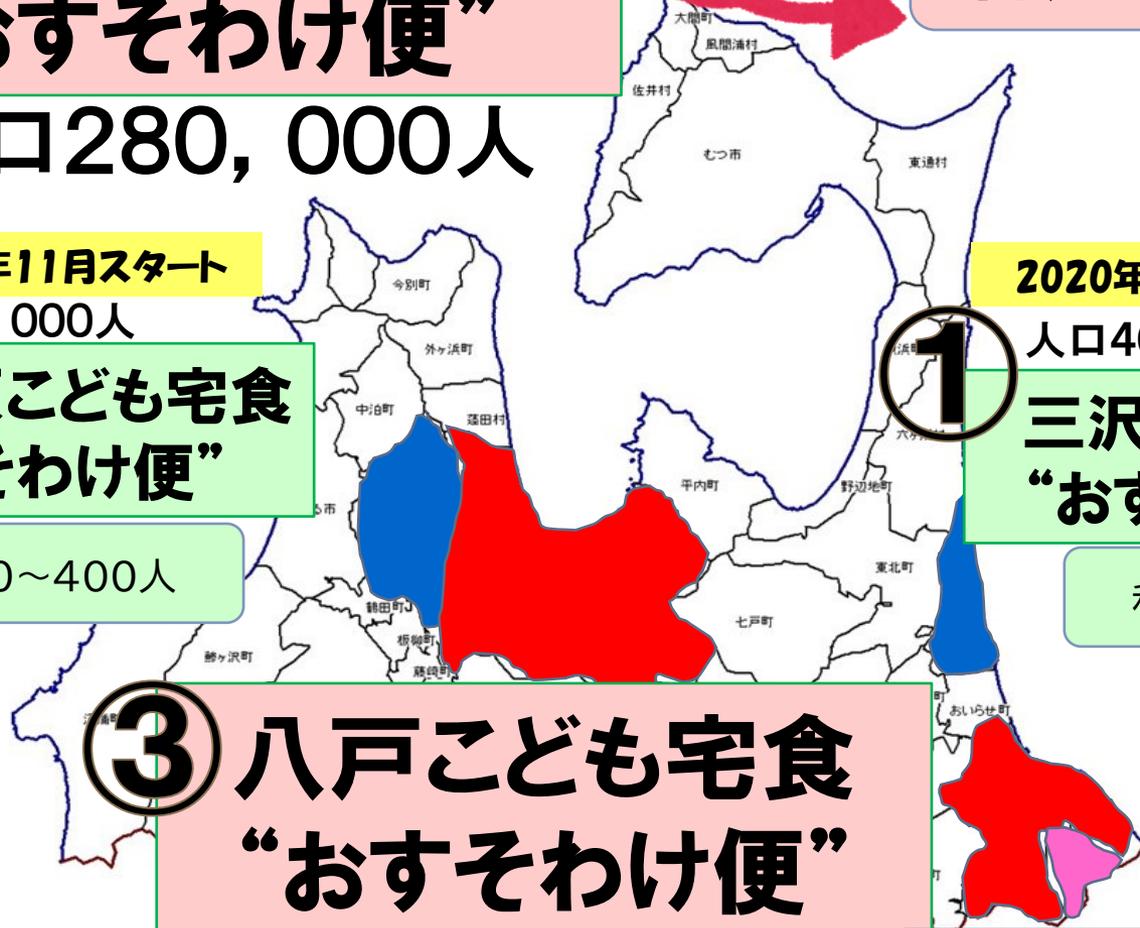
# 「こども宅食 “おすそわけ便”」の実施状況

(開催1回あたり)

2021年3月スタート

**④ 青森こども宅食  
“おすそわけ便”**  
人口280,000人

利用者1,500人



**② 2020年11月スタート**  
人口53,000人

**五所川原こども宅食  
“おすそわけ便”**

利用者300~400人

**2020年11月スタート**  
人口40,000人

**① 三沢こども宅食  
“おすそわけ便”**

利用者200~350人

**③ 八戸こども宅食  
“おすそわけ便”**

2020年12月スタート

八戸市 人口220,000人  
階上町 人口 13,000人

利用者1,500人